

令和7年4月から 農地の貸し借り制度 が変わります

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和7年4月から農地中間管理機構を介した貸し借りに変わります。

これまでの貸し手と借り手で行う相対契約は廃止です。

※農地法第3条による貸し借りは引き続き申請できます。詳しくは農業委員会チラシ「農地法第3条による貸し借り」をご参照下さい

窓口は引き続き **市役所農都政策課**で
ご案内しています

農地中間管理機構を介した貸し借りの主なポイント



機構を介した契約です
契約期間は原則10年間

10年間のメリット

- ・貸し手：長期間の安心
- ・借り手：経営の安定化



現在契約中の相対契約は
契約満了日まで有効

期間満了後は機構を介した
貸し借りになります



貸し借りに関する窓口は
市役所農都政策課へ

貸し借りの申し込み・相談
窓口は変わりません
お気軽に問い合わせ下さい

お問い合わせはこちら

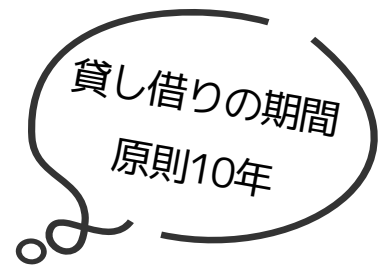
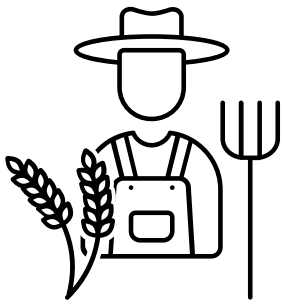
丹波篠山市役所農都政策課担い手支援係

☎ 079-552-1114 (直通)

制度の詳細はこちら

Scan me





Q 農地中間管理機構とは？

A 知事から指定を受けた公的な機関で、兵庫県は「公益社団法人ひょうご農林機構」が指定を受けています。市は機構より事務の一部委譲を受け、契約手続きや相談業務を行っています。

Q 10年も耕作できるか不安...

A 契約期間の途中でも、貸し手と借り手の双方の合意による解約が可能です。解約される場合は市まで相談ください。
農地法第3条による貸し手と借り手による10年未満の相対契約も可能です。詳しくは市農業委員会事務局（552-6909）までお問い合わせ下さい。

Q 目標地図は貸し借りに影響するの？

A 目標地図とは、地域で話し合い将来の農地を誰が耕作するか示した地図です。令和7年4月以降は、貸し借りの申出書と地域計画をもとに、目標地図に掲載された借り手が機構を介して貸し借りします。
目標地図は、令和6年度の作成以降も地域の話し合いにより地図の内容を見直し、情報の更新を行います。

◇次の場合でも貸し借りは可能！

- ・ 目標地図の「将来の耕作者」が貸し借りを検討する耕作者と異なる

Q 草刈りや水利費、賃料についての相談がしたい。

A 貸し借りに伴う草刈りや水利費、賃料などの具体的な内容については、貸し手と借り手の双方の協議の上で決定ください。

Q 申し込みの方法は？

A 市役所農都政策課（第2庁舎2階）まで必要書類を提出ください。
各支所への窓口提出や郵送も可能です。

※ 必要書類は本庁または各支所に備えています。

HPからダウンロードも可能です。